

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

和歌山県

2 構造改革特別区域の名称

障害児施設機能強化推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

上富田町

4 構造改革特別区域の特性

本計画区域である和歌山県西牟婁郡上富田町は、和歌山県の南部に位置し、人口は、14,754人（平成16年8月1日現在）、面積は、57.49k㎡であり、本県第2位の人口を有する田辺市（人口約6万9千人）や観光リゾート地として全国有数の白浜町、その他3町に囲まれた地域である。（平成16年9月現在）

また、本県は、障害者プランにおいて県下をそれぞれ8つの障害保健福祉圏域に区分しており、上富田町は、西牟婁障害保健福祉圏域に属している。

この西牟婁障害保健福祉圏域は、田辺市、白浜町等を含む人口約14万人を有する圏域であり、和歌山市保健福祉圏域に次ぐ人口を有する圏域となっている。

このように人口規模の大きさや本県南部の中核的な地域という地勢的特性からも積極的に福祉施策を展開していくことが必要な地域である。

同圏域には、障害児者施設として、身体障害者療護施設1施設（定員80名）、身体障害者福祉ホーム1施設（定員10名）、身体障害者授産施設1施設（定員20名）、重症心身障害児施設1施設（定員60名）、知的障害児施設1施設（定員30名）、知的障害者更正施設7施設（定員計310名）、知的障害者授産施設3施設（定員計75名）、また養護学校が2カ所設置されている。

特に、上富田町には、次表のとおり県立障害児者施設4施設が集約的に設置され、障害児者の福祉機能が集中する本県南部の重要な拠点となっている。

【県立4施設の概要】

施設種別	施設名（通称）	定員
身体障害者療護施設	南紀福祉センター（牟婁あゆみ園）	80名
知的障害者援護施設	南紀福祉センター（南紀あけぼの園）	50名
知的障害児施設	南紀福祉センター（南紀あけぼの園）	30名
重症心身障害児施設	南紀福祉センター（南紀療育園）	60名

なお、当該県立4施設については、社会福祉法人和歌山県福祉事業団が一括して管理運営している。

本計画は、その中でも中核的な機能を果たしている重症心身障害児施設を対象に規制の特例措置を適用し、施設機能の最大限の発揮を図るものである。

本県は、重症心身障害児者福祉の向上を最も重要な課題の一つとして施策を展開してきた。

現在、県内には、4箇所、病床数の合計220人（平成16年9月現在）の重症心身障害児施設（国立病院機構等の委託病床除く）が設置され、また、在宅の重症心身障害児者の福祉対策として、6箇所（和歌山市含む）の重症心身障害児通園事業（A型：1箇所、B型：5箇所）を実施している。

重症心身障害児施設については、人口1万人当たりの病床数で換算すると約2.06人で全国的にも上位に位置し、通園事業についても、同人口規模の都道府県の実施状況と比較しても優位性が認められる。

このように本県の重症心身障害児者福祉のポテンシャルは、相対的に高いものと認められ、今後も重症心身障害児（者）通園事業の未実施地域における新設や重症心身障害児施設の建替等を計画的に進めていくことが重要と考えている。

今回の特別区域計画は、調理業務を外部委託することにより重症心身障害児施設の機能強化を図り、もって入所者（以下「入所者」）の処遇向上を図るものである。

新たな財政措置を要せず、かつ迅速に効果が期待できるのであれば、本県の最重要課題の一つである重症心身障害児者の福祉の向上に寄与するものと考え、積極的に特区制度の活用を図っていきたい。

まずは、優先的に県立施設を対象にその有効性を検証したいと考えている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本計画では、重症心身障害児施設の職員により実施されている調理業務を規制の特例措置を受けることにより外部委託し、委託先の業者から派遣された調理師等により施設内の調理施設を用いて調理をすることを計画している。

【対象施設の概要】

- ・施設名 南紀福祉センター
- ・施設種別 重症心身障害児施設
- ・定員 60名
- ・設立主体 和歌山県
- ・経営主体 社会福祉法人和歌山県福祉事業団
- ・設置年月日 平成6年4月1日

本計画を実施することによる意義は、次のとおりである。

- (1) 調理業務(調理・配膳・下膳等)に要していた多大な経営資源(人・物・時間)を外部委託することにより軽減でき、軽減できた経営資源の一部を直接処遇業務に配分することにより、入所者の処遇向上を図ることができること。
- (2) 社会福祉施設や病院における受注実績がある給食業者を選定することにより、専門業者が有するノウハウを活用することで、今まで以上に味覚・視覚的に優れた食事を提供することができ、豊かな食生活の向上と充実を図ることができること。
- (3) 調理業務に係る人件費等のコストを削減することができる。また職員総数を抑制することができるため組織の経営効率化を図ることができること。
- (4) 受託業者の地元採用により雇用創出効果が期待できること。
- (5) 当施設の他、身体障害者療護施設、知的障害者援護施設及び知的障害児施設の県立4施設の調理業務を一括して外部委託することができるようになるため、指定管理者制度の導入に向け条件整備ができること。

【補足説明】

この4施設は、すべて県立施設であり、平成18年度から指定管理者制度の導入を検討している。

これらの施設の管理運営は、効率性・経済性の観点から、4施設一括して同一法人に委託する予定である。

指定管理者制度の導入にあたっては、多数・多様な法人の参入を促進させるため、様々な規制を緩和する等、可能な限り参入障壁を低くすることが重要である。

その一つ的手段として、現行、1施設が直営、3施設が外部委託により調理業務を行っていたところを、本特区認定により規制の特例措置を受けることで、4施設の調理業務を一括して同一業者に外部委託できるよう条件を整備することが効果的と考えられる。

これにより管理運営経費の大幅な低減と総合施設として効率的・機能的運営が可能となることにより多数の法人の参入が期待できるものと考えられる。

以上のような個別的効果が相乗的に発揮されることで、重症心身障害児施設の持つ機能を最大限に引き出すことができ、もって入所者の処遇の向上を図ることが期待できる。

結果として、本県の「紀の国障害者プラン」の目標とする障害児者の身体的、精神的及び社会的な自立能力向上に寄与するものと考えられる。

6 構造改革特別区域計画の目標

施設及び県において、次に掲げる目標を達成することにより、本県の重症心身障害児者の処遇向上を図り、障害児者の自立と参加を促進させる。

(1) 削減できたコストや人的資源を入所者の介護や看護等の直接処遇分野に充当することにより施設の処遇機能を向上させる。

具体的には職員総数や管理運営費の増加を抑制しつつ、直接処遇職員と入所者との比率を現在の1:1.22から理想とされている1:1に近づけるよう努める。

(2) 調理業務に係るコストを縮小しながらも食事の味の向上や盛りつけの多様性を高め、入所者の満足度を維持する。

(3) 県立施設において規制の特例措置による有効性を検証し、他の民間重症心身障害児施設の要望を聴取しながら、他地域への適用を検討していく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本県は、障害者の身体的、精神的及び社会的な自立能力向上に寄与し、障害者の自立と参加を目指す「リハビリテーション」と、障害のある人もない人も共に地域で生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のものに、障害者基本計画「紀の国障害者プラン」を策定し、各種障害者施策を進めてきた。

本計画は、重症心身障害児施設における調理業務を外部委託することにより、施設機能の最大限の発揮を目論み、もって本県の重症心身障害児者の福祉の向上を図るものであり、「紀の国障害者プラン」の理念を実現するものと考えている。

本計画による具体的な効果は次のとおりである。

(1) 経営資源の効率的配分

現在、当施設における調理業務は、施設の職員(調理師:4人、非常勤:2人)により実施されており、調理後の配膳及び下膳については、他の指導員等の職員を動員している等、一連の作業に費やす人的資源及び物的資源等は、多大なものとなっている。

本計画は、規制の特例措置を受けることにより、調理業務の外部委託を可能にするもので、調理業務に係る人件費等の経費の大幅な削減や職員の業務量の軽減を図るものである。

経費削減効果については、削減できた経費の一部を直接処遇分野に充当することにより、職員総数や管理運営経費を抑制しつつ、入所者に対する処遇の向上を図ることができる。

また、同施設では、重症心身障害児(者)通園事業(B型)を実施しているが、利用ニーズの高まりにより、すでに1日平均利用人数9人を越え、B型の利用人数5人を越える状況が続いている。

将来的には、A型（定員15名）への移行を検討する必要があるが、事業の効率的運営に加えて、削減できた経費を同事業に充てることにより、利用者の処遇の維持が可能になる。

【給食業務に係る経費比較（試算）】

調理方法	経費（年額）
施設職員により調理する場合	37,337千円
調理業務を外部委託する場合	29,774千円
差額	7,563千円

なお、業務軽減効果については、外部委託により、調理業務以外に配膳及び下膳作業も一括して業者に委託することができるため、今まで、配膳・下膳作業に関わっていた指導員等の職員が作業から解放され、入所者の看護・介護・生活支援等の本来業務に専念することが可能になる。

（2）多様な食事の提供

入所児者にとっては、施設は生活の場である。

入所児者の身体・精神ともに良好な状態を維持するためには、細部にわたり環境づくりやサービス内容の点検及び向上に配慮しなければならない。

特に、給食については、単に栄養摂取の場だけではなく、食事を楽しむという人間性・文化性の根幹に関わる行為であり、単調な生活になりがちな入所施設における入所者の気分転換等、精神衛生上の保持に重要な役割を果たしている。

調理業務を外部委託することにより専門業者が有する多様な盛りつけ方法や調理・加工方法、豊富な食材の提供等、他の病院や社会福祉法人における調理実績により蓄積されたノウハウの活用が期待でき、より豊かな食生活の向上と充実を図ることができる。

なお、現在、把握している参入可能業者数は、5社であり、業者間の競争原理が働く程度の業者数は存在している、

（3）地元雇用の創出・産業育成効果

調理業務を民間企業に解放することにより、少なくとも7名の職員（正職員2名、パート5名）の雇用が発生する。

また、業者の事業拡大や更なる調理技術の蓄積により企業の育成及び産業活性化に寄与することが期待できる。

(4) 県下全域の福祉向上

当該施設の入所者は、西牟婁郡地域からだけでなく、北部の和歌山市や南部の新宮市からの入所者もある等、県下全域の福祉を網羅する施設である。

すなわち、本計画の実施によりもたらす効果は、当該施設や特定地域に留まるものでなく、県下全域に波及するものである。

(5) 地域活性化等

当該施設を拠点にこの取組の効果や本県の意気込みを発信することにより、新たな財政投資によらずとも創意工夫により行政水準をレベルアップできることを県民に知らしめる。

特に緊縮財政下における県民の社会不安の解消と安堵感の醸成に繋がるものであり、ひいては、県民の活力の増大並びに地域活性化に寄与するものと期待できる。

8 特定事業の名称

909(917) 障害児施設における調理業務の外部委託事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

なし

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

909(917)障害児施設における調理業務の外部委託事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

重症心身障害児施設 南紀福祉センター

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

県立重症心身障害児施設「南紀福祉センター」では、現在、4名の施設職員により調理業務が実施されているが、規制の特例措置を受けることにより、調理業務を外部に委託し、委託先業者から派遣された調理師等により施設内の調理施設を用いて調理をすることを可能にするものである。

5 当該規制の特定措置の内容

重症心身障害児施設においては、本来、調理業務は施設の職員において行われるものであるが、特別区域の認定により調理業務を外部委託する場合には、入所者の摂食制限に応じた食事の適用、食事の加工等きめこまやかな配慮がされるよう、「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について」(平成15年8月29日障発第0829004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)並びに「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)に掲げられた事項を遵守するよう指導する。

(1) 調理方法

調理は、給食業者から派遣された調理師等により施設内の調理設備を用いて行う。

(2) 業者選定方法

他の社会福祉法人及び病院等における調理業務実績がある業者を選定し、加えて県内に本・支店・営業所等が所在すること、医師等の指示する献立にすべて対応できること等の事項を条件として選定する。

(3) 受託業者及び調理担当者との連携

児童指導員、栄養士、看護師等の施設職員は、調理業務担当者と密接に連携することにより職員のモラルの向上に努め、食材の品質、味の変化及び衛生管理等について十分に管理を行う。

(4) 受託業者及び調理業務担当者に対する研修

業者に対しては、施設における食事の重要性を認識させ入所者の障害特性や摂

食制限等に応じたきめ細かい食事の提供ができるよう施設による研修を行い、調理業務担当者に対しては定期的に慣熟研修を行い障害児施設における調理業務の重要性並びに衛生管理等について徹底させる。

また、社内においても研修を実施することを義務づける。

(5) 献立の作成・調理

献立については、現状のとおり医師の指示により、施設の栄養士が作成・管理することとなるため、綿密に調理業務担当者と連携することにより障害児者の特性に応じた食事の適用ができるようにする。

(6) 入所者・施設職員との交流

施設の行事等への積極的な参加を促すなど、入所者・職員とのふれあいの機会を設けることにより、常に入所者の立場に立った調理業務が行われるようにする。

(7) 入所者のプライバシーの保護

受託業者または調理業務担当者は、その業務に関して知り得た人に秘密を漏らしてはならないことを徹底させる。

(8) その他

前記通知に掲げた事項が遵守されるよう施設と受託業者が十分事前協議し、特に重要な事項と認められるものについては、契約書及び仕様書に定めることとする。